

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 46(オ)1158	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所有権移転登記、建物収去土地明渡反訴請求	原審事件番号	昭和 45(ネ)2304
裁判年月日	昭和 47 年 11 月 28 日	原審裁判年月日	昭和 46 年 9 月 22 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 107 号 265 頁		

判示事項	土地の売買契約において買主が負った公租公課の負担義務と付随義務
裁判要旨	土地の売買契約において、買主が代金を五年間にわたって分割支払い、その完済後売主が所有権移転登記をなし、その支払期間中の公租公課を買主が負担する旨約された場合には、右買主の公租公課負担義務は付随義務とはいえず、売主はこの義務不履行を理由に契約を解除することができる。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人尾形再臨の上告理由について。</p> <p>所論原審の認定判断は、原判決（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）挙示の証拠に照らして肯認することができ、右認定事実によれば、<u>本件売買契約においては、所論公租公課の負担は附随的債務とはいえないから、その不履行を理由とする本件契約解除を有効とした原審の判断に所論の違法はない。</u>所論引用の判例は本件に適切でなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の評価ないし事実の認定を非難するに帰し、すべて採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 天野武一 裁判官 坂本吉勝）</p>

※参考：なし